三芳町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年5月27日 三芳町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

三芳町は、関東平野のほぼ中央に位置し、首都東京に隣接した大都市近郊地域で武蔵野台地上にある。本町農業は、風が強く、火山灰土の栄養分が少なく、水が乏しいという武蔵野台地において 1600 年頃から植林と平地林の育成、その落ち葉による土壌改良とそれによる安定的な農産物の栽培を行う「落ち葉堆肥農法」を実践している。都市近郊でありながら「富の川越いも」をはじめとして、かぶ、大根、人参、里芋、枝豆、ほうれん草、小松菜などの露地野菜の産地であるとともに、狭山茶やそばの栽培も行われている。

しかしながら、農業従事者の高齢化などで、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、三芳町では意欲的な担い手が多くいることから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、当町の特色を活かしながら、地域の実情にあった農業の振興を図るため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、三芳町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する三芳町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和4年2月 25日付け3経営第 2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりである。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

	町内の農地面積(A)	遊休農地面積	遊休農地の割合
		(B)	(B/A)
現 状			
(令和4年度)	489ha	24.7ha	5.05%
3年後の目標			
(令和7年度)	489ha	23.2ha	4.74%
目標			
(令和14年度)	489ha	19.7ha	4.03%

注1:農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域)によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

- (2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの時期については「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農 林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用 の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の 正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非 農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農

地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2.担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

	町内の農地面積	集積面積	集 積 率	
	(A)	(B)	(B/A)	
現 状				
(令和4年度)	489ha	276ha	56.44%	
3年後の目標				
(令和7年度)	489ha	279ha	57.06%	
目標				
(令和14年度)	489ha	286ha	58.49%	

注1:農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型(都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域)によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

- (2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ①「地域計画」の作成・見直しについて
- 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、農地中間管理機構、三芳町、いるま野農協等と連携し、農地中間管理機構貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の 意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

(1) ////// / / / / / / / / / / / / / / /					
		新規参入者数(個人)		新規参入者数(法人)	
		(新規参入者取得面積)		(新規参入者取得面積)	
現 状		0人		0法人	
(令和4年4月)	(0ha)	(Oha)	
3年後の目標		1人		1法人	
(令和7年3月)	(lha)	(1ha)	
目標		3人		3法人	
(令和14年3月)	(3ha)	(3ha)	

注:新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する

② 新規就農フェア等への参加について

○ 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農 希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3)新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割

三芳町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、三芳町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力